**介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート（平成３１年度以降分）**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業者（法人）の名称** |  |
| **事業者（法人）の所在地** |  |
| **担当者連絡先** | **職氏名** |  | **電話番号** |  |
| **チ　ェ　ッ　ク　項　目** | **ﾁｪｯｸ** |
| **平成３０年度介護職員処遇改善加算算定状況****※年度途中に算定する場合は、届出前の算定状況を記入すること。** |
|  | 前年度(平成３０年度)（又は届出前）に算定していた加算に○をしてください。(　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ　未取得 )　　 |
| **介護職員処遇改善加算届出書（参考様式１又は参考様式２）** |
|  | 事業所単位で計画書を作成する場合は、参考様式１に記載しているか。複数の事業所等に係る計画書を一括して作成する場合は、参考様式２に記載しているか。 |  |
| 届出するサービスに対象外のものが含まれていないか。 |  |
|  | 【加算対象外】（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援 |
| 介護職員処遇改善計画書は添付されているか。 |  |
| **介護職員処遇改善計画書** |
|  | 算定する加算の区分は記載されているか。 |  |
| 介護職員処遇改善加算算定対象月は記載されているか。 |  |
| ③又は⑤に当該年度の加算見込額（総額）が記載されているか。 |  |
|  | 【加算見込額の計算方法】介護報酬総単位数（見込数）×サービス別加算率（別表１表１・１単位未満の端数四捨五入）×１単位の単価（１円未満の端数切り捨て）【加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて算出する場合】介護報酬総単位数（見込数）×（加算（Ⅰ）に係るサービス別加算率－加算（Ⅱ）に係るサービス別加算率）（別紙１表１・１単位未満の端数四捨五入）×１単位の単価（１円未満の端数切り捨て） |
| 賃金改善の見込額（総額）が加算見込額（総額）を上回っているか。 |  |
| ④に、賃金改善を行った場合の賃金の総額及び初めて加算を取得する（した）月の前年度の賃金の総額が記載されているか。又は⑥に、加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額及び初めて加算（Ⅰ）を取得する月の前年度の賃金の総額が記載されているか。 |  |
| 賃金改善実施期間が正しく記載されているか。 |  |
|  | 【賃金改善実施期間】　原則として、４月から翌年３月まで　※賃金改善実施期間の月数は、加算の対象月数を超えてはならない。※前年度と重複が発生する等、賃金改善に支障がある場合は、次のいずれかの期間で設定可能。5月から翌年4月まで／6月から翌年5月まで／7月から翌年6月まで　※年度途中で加算を算定する場合は、当該加算を算定した月から３月までとなる。 |
| 賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）が可能な限り具体的に記載されているか。　※退職手当は不可 |  |
| 賃金改善の実施時期が可能な限り具体的に記載されているか。 |  |
| 賃金改善の対象職員が可能な限り具体的に記載されているか。 |  |
| 一人当たりの平均賃金改善見込額が可能な限り具体的に記載しているか。 |  |
| 複数の介護サービス事業所等について、一括して提出する場合、別紙様式２（添付書類１）、別紙様式２（添付書類２）及び別紙様式２（添付書類３）が添付されているか。 |  |
| 介護職員処遇改善計画書を全ての介護職員に周知した上で申請しているか。参考様式３が添付されているか。 |  |
| 賃金改善の算出にあたっては、今回の賃金改善実施期間の職員の人数と比較時点の職員の人数が同じ人数となっているか。 |  |
| **キャリアパス要件・職場環境等要件について** |
|  | 加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）を算定する場合、計画書においてキャリアパス要件・職場環境等要件について記載があるか。 |  |
| 加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）・（Ⅳ）を算定する場合、「キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシート」を添付しているか。 |  |
| **その他必要な添付書類** |
|  | 就業規則等（届出時点のものでよい。**届出後、介護職員の処遇に関する部分に改正があった場合は変更届出が必要。**）（※）常時１０人以上の従業員を雇っている事業所においては、就業規則は必須。　　　就業規則を備える必要のない常時10名未満の事業所は、雇用契約書又は労働条件通知書の写しが添付されているか。 |  |
|  | 前年度に加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算の取得をしようとする場合であって、既に提出された就業規則等の内容に変更がない場合は、提出不要。⇒**該当の場合はチェック。**※**ただし、下記（１）～（３）の場合は、この限りではない。**※就業規則等とは…就業規則以外に、①賃金等に関する規程、②キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程又は③キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則とは別に定めている規程を含む。 |  |
| （１）キャリアパス要件Ⅰ又はⅢを**新たに**満たす場合（２）前年度に取得した加算より**加算の区分を変更する場合**（３）前年度に加算を算定し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得するが、就業規則等の内容（**介護職員の処遇に関する部分に限る。**）に変更がある場合就業規則等の明確な根拠規定が添付されているか。 |  |
| 労働保険に加入していることがわかる書類が添付されているか。（労働保険関係成立届の納入証明書、労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）等） |  |
| 介護給付費算定に係る体制等について |
|  | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙２】に必要事項が記載されているか。 |  |
| 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙１】又は【別紙１－２】に必要事項が記載されているか |  |